

特殊詐欺にご注意ください

- 新潟県内において、金融機関の職員を名乗る人物から、店名・店舗番号変更や店舗統合を名目に、「通帳やキャッシュカードをお預かりしたい」「暗証番号を教えてください」といった不審な電話や訪問が複数発生しております。

当金庫では2021年6月に真砂支店と坂井支店の店舗統合を予定しておりますが、店舗統合後もご利用になっている通帳、キャッシュカードは引き続きご利用いただけます。

- 当金庫の職員が「お客さまのキャッシュカード・ご印鑑をお預かりすること」や、「お客様のキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすること」はございません。なお、普通預金通帳につきましては、通帳記入や通帳繰越など、お客様からのご依頼に基づいて職員がお預かりする場合はございますが、お客様からのご依頼がないにもかかわらず「職員から普通預金通帳のお預かりをお願いすること」はございません。

十分にご注意くださいますようお願いいたします。

- 不審な電話や訪問があった場合は必ず警察や取引店へご相談ください。

<特殊詐欺の主な手口>

- ①金融機関や市町村の職員を名乗って、「店名や店番変更の手続きが必要だ」「還付金を口座に入金するので取引金融機関の口座番号が必要だ」「古くなったカードを新しくする」などと電話をかけ、「キャッシュカードや暗証番号が必要である」と言葉巧みに暗証番号を聞き出し、キャッシュカードを預かる約束をする。
- ②直後に、金融機関職員を名乗る人物が自宅を訪問し、キャッシュカードを預かる。
- ③聞き出した暗証番号とだまし取ったキャッシュカードで不正に現金を引出す。